

ホームページをつくる  
アレンジする

I o Tを導入する

インターネットで求人する

平成30年7月1日  
からの新制度です！

カード・電子マネー1枚で  
決済する

## 碧南市中小企業IT 活用促進事業補助金

(ホームページ活用事業、I o T活用事業、インターネット求人補助事業、  
電子決済機器導入補助事業)

補助金額：最大10万円 ※補助対象経費の50%まで

期間限定(平成32年度まで)の補助金です！

※ホームページ活用事業は平成30年度までです。

### 【補助対象事業】

#### ■ホームページ活用事業(企業応援係)

新規ホームページ開設：ホームページがない中小企業者が、新規にホームページを開設し、自社の紹介及び製品又は商品等を紹介する事業。

外国への販路拡大：ホームページを既に開設している中小企業者が、外国への販路拡大及び外国人対応のためホームページを外国語に翻訳する事業。

通信販売による販路拡大：ホームページを既に開設している中小企業者がインターネットショップ及びインターネットモール等を利用して通信販売による販路拡大を行う事業。

#### ■I o T活用事業(企業応援係)

既存の物体にI o Tシステム(※)を導入し、収集された情報を分析して活用することにより、生産性等の向上を行う事業。

#### ■インターネット求人補助事業(企業応援係)

インターネット求人サイトに登録して求人を行う事業。

#### ■電子決済機器導入補助事業(☆新制度です)(商工観光係)

電子決済機器を店舗等に導入して買い物客の利便性を高める事業。

※I o Tとは：Internet of Things の略称であり、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続して遠隔から迅速に状況を把握するための技術。

### 補助の対象となる企業者 ※次の要件のいずれにも該当すること

- ・市内に主たる事業所(本社または実質本社であるもの)を有し、市税を完納している中小企業者。
- ・同一年度に国等から上記の補助対象経費を対象とする補助金の交付の実績、または見込みがない者。
- ・碧南市暴力団排除条例に違反していない、かつ暴力団と密接な関係がない者。

※上記の他、電子決済機器導入補助事業は、消費者の支払いのための電子決済機器を導入する者であること。

中小企業者とは、次の会社または個人のことです。

- ・小売業…資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下

- ・サービス業…資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種…資本金3億円以下または従業員300人以下

碧南市役所

商工課

(企業応援係)

(商工観光係)

碧南市松本町28番地

[TEL] 0566-41-3311

[FAX] 0566-41-5412

## 補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうち、初期費用が対象となります。(消費税は除きます。)

### ■ホームページ活用事業

初期工事費、コンテンツ制作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、ドメイン取得費、写真撮影費、ホームページ作成ソフト購入費、その他ホームページ新規開設初期費用、外国語への翻訳等外国語に対応するための初期費用、インターネットモール等の入会金およびホームページ内でのクレジットカード決済システム導入費用等通信販売を行うための初期費用

※補助対象とならない経費

既存のホームページのデザインをリニューアルする等の改修費用、月額利用料等のランニングコスト、パソコン等のハードウェア購入費用、画像加工ソフト等の購入費用、上記補助対象事業とは直接関係のない費用、その他市長が不適当と認めるもの

### ■IoT活用事業

機械装置費の購入費、設置費、技術導入費など、IoTシステムを導入するための初期費用

※補助対象とならない経費

IoTを初めから搭載した機械装置の購入費、本市を所在地としない工場等に係る費用、単なる生産管理ソフトの導入に係る費用、月額利用料等のランニングコスト、事業内容以外に汎用性があるタブレット端末等の購入費など、事業内容に直接関係のない費用

### ■インターネット求人補助事業

インターネット求人サイトの登録料、掲載料

※補助対象とならない経費

月額利用料等のランニングコスト、外国語のみで掲載されたインターネット求人サイトの掲載料、その他事業内容に直接関係のない費用

### ■電子決済機器導入補助事業

クレジットカード、電子マネー、デビットカード等での決済に必要となる電子決済機器の購入費用、導入する際に必要となる初期費用、導入する際に必要となるインターネット回線の利用に係る契約料及び工事費

※補助対象とならない経費

本市を所在地としない店舗等に係る費用、月額利用料等のランニングコスト、レジペーパー等の消耗品など、事業内容に直接関係のない費用

## 申請の流れ

□■ホームページ活用事業・IoT活用事業・電子決済機器導入補助事業■□

【事業着手前】※業者に発注する前

・補助金申請書一式を提出・・・申請書(様式1)、事業計画書(別紙1)、事業予算書(別紙2)、役員名簿(別紙3)、会社概要のわかるもの(パンフレット等)、事業内容がわかるもの(企画書、見積書等)、市税完納証明書(発行から30日以内のもの)

【事業完了後】※業者への最後の支払いから30日以内

・実績報告書一式を提出・・・実績報告書(様式5)、成果等報告書(別紙1)、事業決算書(別紙2)、経費の支払いを証明する書類(請求書、領収書等)、補助対象事業に係るウェブサイトのページをカラー印刷したもの(ホームページ活用補助金のみのみ)、導入した電子決済機器が事業所内に設置されている状況の分かる写真(電子決済機器導入補助事業のみ)

□■インターネット求人補助事業■□※重要※他の事業とは申請書類が違います！

【事業着手前】※業者に発注する前

・補助対象事業認定申請書一式を提出・・・認定申請書(様式8)、事業計画書(別紙1)、事業予算書(別紙2)、役員名簿(別紙3)、会社概要のわかるもの(パンフレット等)、事業内容がわかるもの(企画書、見積書等)、市税完納証明書(発行から30日以内のもの)

【事業完了後】※業者への最後の支払いから30日以内

・交付申請書兼実績報告書一式を提出・・・交付申請書兼実績報告書(様式12)、成果等報告書(別紙1)、事業決算書(別紙2)、経費の支払いを証明する書類(請求書、領収書等)、求人内容が掲載されたウェブサイトのページをカラー印刷したもの。

※申請に必要な書類は「へきなん企業応援 NAVI」からダウンロードできます。

<http://www.hekinan-company-support.jp>